

支部規則

第1条（設立）

1. 支部設立は本部総会において承認を必要とし、責任者（支部長）を1名置く事とする。

第2条（活動）

1. 本部会則に準じた活動を行う。
2. 責任者（支部長）が患者自身の場合など、治療を最優先し任期にはこだわらず活動を休止できる。

第3条（活動報告）

1. 支部は活動に際し、本部への事前・事後報告を行うものとする。
2. 責任者（支部長）は年1回総会に活動報告・会計報告を行う。

第4条（活動員）

1. 支部活動に際し、必要であれば協力者（会員に限らない）を募り、その際の交通費などは支給する。
2. 責任者（支部長）の任期は2年とし、再任は妨げない。

第5条（支部総会）

1. 年1度定期総会において支部に関する基本事項を決定できる。
2. 支部規則の決定及び変更・決算報告は総会で承認されなければならない。

第6条（会計）

1. 支部の活動費は、本部総会及び本部役員会の承認の上支給することができる。
2. 支部が得た寄付金などは、支部活動費に充当できる。
3. 支部会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末までとする。
4. 支部経費の年度末残金は翌年度の支部活動費として繰り越す事とする。
5. 支部が休会または解散になった場合は、残金を本部会計に速やかに戻すこととする。

第7条（退会・退任・解任）

1. 退会・退任の場合は、速やかにその旨を本部に連絡する。
2. 会の運営及び会員に著しい迷惑や損失をかけた場合は、会員の資格を失うことがある。
3. 会員名簿を無断で外部に公表、特定の宗教・政治団体への勧誘、物品販売を行なった場合、または関与した場合は退会処分も有り得る。
4. その他の事項も含め、本部総会・本部役員会で必要と認められた場合に検討することとする。

以上